

第 6 1 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 7 年 8 月 2 9 日 (金)

総務文教常任委員会終了後

場 所 第 1 委員会室

付議事項

1 追加議案の申入れについて

2 令和 7 年第 3 回 (9 月) 定例会に関する事項について

(1) 追加議案について

一般会計予算決算常任委員会所管 (1 件)

議案第 8 6 号 令和 7 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 5 回)
について (財政)

(2) 議事日程の変更について

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
9	1	月	午前 9 時 3 0 分	本会議	・ 一般質問 (4 人) 1. 伊場勇議員 2. 森山喜久議員 3. 山田伸幸議員 4. 中島好人議員 ・ <u>議案 1 件を上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託</u>
9	2	火	午前 9 時 3 0 分	本会議	・ 一般質問 (4 人) 1. 矢田松夫議員 2. 岡山明議員 3. 藤岡修美議員 4. 吉永美子議員
			<u>本会議終了後</u>	<u>委員会</u>	・ <u>一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会</u> ・ <u>一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会</u>

(3) 議案第 7 5 号山陽小野田市児童館条例を廃止する条例の制定について

議案第 7 5 号山陽小野田市児童館条例を廃止する条例の制定について（以下「本議案」という）は、市が設置している児童館について、公の施設としての設置を廃止するものである。

そのため、本議案は、山陽小野田市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止等に関する条例第 2 条第 2 号の「福祉施設」の廃止に該当するため、その議決方法は、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 2 項による特別多数議決となる。

なお、表決は、記名投票（白票・青票）により行う。

3 陳情・要望書等の取扱いについて

公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情・・・資料 1

4 全員協議会の開催日時の確認について

9 月 1 日（月）午前 9 時から 議運決定事項の報告

5 その他

令和7年8月16日

山陽小野田市議会議長
高松 秀樹 様

下関市秋根新町 7-21-203
自治体職員をハラスメントから守る山口県民の会
代表 高田 佳子
電話 070-5559-5377



東京都葛飾区東新小岩 1-1-1-401
自治労と自治労連から国民を守る党
代表 浜田 聡 前参議院議員
事務局長 小澤 正人

公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情

<陳情理由>

全国各地の自治体において、労働組合（職員団体）への加入・継続や、庁舎内での政党機関紙の購読勧誘行為に対して、職員が心理的圧力を感じているとの実態が報告されています。（添付資料参照）

第一に、労働組合（職員団体）への加入についてです。自治労や自治労連等の労働組合（職員団体）への加入が、職場内における「空気」や、先輩職員からの無言の働きかけなどにより、「加入して当然」との認識が根付いている例が見受けられます。その結果として、個々の職員が自らの信条に基づいて加入・脱退を判断する自由が実質的に尊重されていない、との懸念があります。

たとえば自治労は全国平均で63%の高い加入率（2023年時点）を維持しており、山陽小野田市役所では632人が加入しているとの調査（厚労省 2023年）があります。加入後は、給与の約2%（平均月額 4000～6000円程度）が毎月組合費として引き落とされ、20年在籍すれば約120万円にも及ぶ計算となります。これほどの個人負担について、職員が主体的に加入や脱退を判断できるよう保障されるべきです。

しかしながら現場では、組合の活動や負担金の内容について十分な説明がなされないまま、形式的な同意で加入させられるケースが報告されています。加入後は、毎月数千円の組合費の支払いに疑問や負担を感じながらも、「一度入ると抜けにくい」として継続を余儀なくされているとの声も少なくありません。自治体によっては、脱退を申し出たことで職場内での扱いが悪化するなど、事実上の嫌がらせを受けたとする事例も報告されています。

加えて問題なのは、当該労組が特定政党・政治家への資金的・人的支援を行っているケースです。この場合、公務員である組合員が、自らの信条に反して間接的に政治活動へ協力させられている構造となっており、重大な人権上の問題を内包しています。

第二に、地方議員による政党機関紙の購読勧誘の問題です。庁舎内で議員が職員に対して政党機関紙の購読を勧誘する行為は、「議員からの働きかけは断りづらい」「断れば業務上の不利益を被るのではないか」といった心理的圧力を職員に与えることが多く、当該職員に精

神的・経済的負担を強いている現状があります。

実際、全国33自治体で調査が実施されましたが、平均して57%の管理職が「心理的圧力を感じた」と回答しました。例えば、令和6年に東京都港区が行った調査では、購読勧誘を受けた管理職の79%が「心理的圧力を感じた」と答えています。

さらに現在購読中の職員においても「購読をやめたいが、断りにくく続けている」との声があります。山形市調査（令和7年）では心理的圧力を受けて購読した19人のうち、18人が「やめたい」「やめた」「断りづらい」と回答し、「勉強になるから続ける」はわずか1人だけでした。「自由意志による購読」という建前とは裏腹に、実際は「意に反した購読」が庁舎内で放置されているのです。

実際に、これらの問題に対応するため、85もの地方議会において、庁舎内の政党機関紙勧誘・配達・集金に関する実態調査や自粛を求める陳情や請願が採択されました。

特に、日本共産党所属の地方議員による機関紙販売が、庁舎管理規則に反して行われている点は、全国の自治体調査や議会質疑でたびたび指摘されています。加えて、職員が支払う購読費が特定政党の政治活動資金に使われている実態は、上記の労組問題と本質的に共通する課題です。

このような状況を放置することは、職員のメンタルヘルスや働く意欲を低減させ、さらに行政の健全性・中立性を損なう危険性があります。令和2年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となっています。現在、全国121自治体でハラスメント防止条例が制定されており、貴自治体においても的確な対応が求められます。

本陳情は、行政職員が個人として政治的信条を尊重され、また業務上「不当な心理的圧力」から保護されるよう求めるものです。同時に、住民に対しては庁舎の政治的中立性を保障するという、極めて建設的な提案であると確信しております。

まずは、実態把握に向けた調査の実施と、必要に応じた是正措置の検討を、貴自治体をお願い申し上げます。

<陳情項目>

①自治労、自治労連等の労働組合（職員団体）に加入・継続にあたり、職員が負担感や心理的圧力を感じていないか、また加入時に十分な説明を受けたかを、職員に寄り添って、調査・確認すること。

②庁舎内において、地方議員から職員への政党機関紙の購読勧誘の有無、また勧誘時に心理的圧力が生じていないかを、職員に寄り添って、調査・確認すること。

③上記の調査により、心理的圧力や経済的・精神的負担を感じている職員が確認された場合には、行政として適切な是正措置を講じてください。

自治労・自治労連の政治的立場と説明責任

自治労は日本労働組合総連合会（連合）に加盟し、立憲民主党と政策協定や推薦関係を結び、組織内候補を擁立・支援しています【自治労公式サイト】

自治労連は全国労働組合総連合（全労連）に加盟し、日本共産党と政策的に一致する課題（憲法改正反対、民営化反対など）を推進しています【自治労連公式サイト】

例えば自治労は、組合員に対し選挙で「組織内応援候補に一人一票以上を」と呼び掛けています。こうした政治活動や選挙活動への呼び掛けについては、新任職員が「労働組合加入・非加入」を判断する際に十分説明されるべきです。説明を欠けば、政治的中立性に疑念が生まれたり、職員の思想・信条の自由を損なうおそれがあります。

参議院選挙における自治労・自治労連による選挙活動例

■自治労中央執行委員長「組合員は組織内候補へ一人一票以上を」

自治労公式ウェブサイトより https://www.jichiro.gr.jp/pltc/27th_san_result/

- 7月20日、第27回参議院議員選挙の投開票が行われ、自治労組織内の「岸まきこ」（立憲民主党）は、再度、比例代表の議席を確保することができた。
- 選挙区では、「吉田ただとも」（組織内／大分）、「森本しんじ」（政策協力／広島）は議席を獲得し、「富永あけみ」（組織内／佐賀）は議席獲得に至らなかったものの、国政の場に組織内・政策協力議員を送り出し自治労の政治的影響力を一定維持できた。
- 参議院選挙は、まさに組織力、結集力が問われる選挙戦であり、「組合員1人1票以上」との基本目標を掲げ取り組みを展開した。
- 「中道・リベラル」勢力の拡大にむけ、尽力していく決意であり、単組・県本部、組合員の皆さんのより一層の結集をお願いします。

■京都自治労連委員長「共産党と共産党候補にぜひ支援を」

日本共産党公式ホームページより https://www.jcp.or.jp/akahata/aik25/2025-07-05/2025070504_04_0.html

- 日本共産党の井上さとし参院比例候補と、倉林明子京都選挙区候補は4日朝、京都府庁前と京都市役所前で、出勤する自治体職員らに支援をよびかけました。
- 京都自治労連の福島功委員長は、倉林候補が公務災害認定に尽力したことなどを強調し「公務・公共拡充を掲げる共産党と倉林候補にぜひ支援を」と語りました。

資料作成：自治労と自治労連から国民を守る党

事務局長 小澤正人 電話番号 090-5116-7678
E-mail: bwizoz1975@gmail.com URL: <https://j-j-j-j.com/>

お気軽にお問合せください

※本資料PDFは右QRコードからダウンロード頂けます。



《討議資料》

職員団体（労働組合）への加入実態と課題

新任職員が組合加入を断るのは難しい 自治体職員の声より

職員の声と法的観点から考える自由な職場環境

地方公務員の労働組合への加入は完全に任意です

この事は地方公務員の基本的権利として法律・制度で保障されています。

地方公務員法の規定: 地方公務員は「職員団体（労働組合）を結成することもしないことも、加入することもしないことも自由」であり、組合加入を強制することは許されません。また、一旦加入しても脱退の自由が保障され、組合規約で脱退を禁止・制限することもできません。（地方公務員法第52条の解釈）

不当労働行為の禁止: 使用者（自治体）は労働組合への加入・非加入を理由に職員を差別してはならず、「組合に入らなければ昇任できない」「組合を抜けたら不利益を被る」などを示唆することは、労働組合法上の不当労働行為に当たります（公営企業職員等に直接適用、一般行政職員にも同趣旨が準用）。労働組合法第7条は、組合に加入しないことや脱退を雇用条件とする契約（黄犬契約）を禁じており、公務職場でも加入・脱退は本人の自由意志に委ねられています。

オープンショップ制: 民間企業では、新規雇用された従業員が一定期間内に労働組合に加入しなければならないユニオンショップ制が認められる場合がありますが、自治体職員は任意加入（オープンショップ制）であり、加入・非加入は完全に自由です。

令和7年8月作成

自治体職員の声、実体験に基づく報告

本来、職員団体（労働組合）への加入・脱退は自由な個人の権利であるはずですが、しかし現場からは、以下のような声が数多く寄せられています。

- ①「新卒で入庁したのですが、組合の十分な説明もないまま、天引きの同意書にその場で署名・提出させられた」
- ②「新任職員の女性が入庁日初日の説明会で、組合は入りたくないと言ったところ部屋にいた数人の組合執行部が女性を取り囲んで恫喝しはじめた」
- ③「脱退を申し出たが、中央委員会でも不承認となり、脱退意志が拒否された」
- ④「採用当初、労働組合への加入はしませんでしたでしたが、研修終了後の配属先で非組合員ということで、仕事を教えてもらえない、無視されるなどの陰湿な虐めに合い、不本意ながら加入してしまいました」
- ⑤「脱退の申し出をすると、引き止めの面接が4回もあったという方がいました。この面接が事実上脱退を阻む壁となっています」
- ⑥「政治活動やイベントへの参加を“断りづらい雰囲気”がある」

これらの「職員の声」の詳細はこちら <https://x.gd/wO7Pf>



私は給与からの組合費天引きに納得できず「辞めさせてほしい」と頼みましたが話がかみ合わず、辞められずに諦めた経験があります。自治労幹部が私を説得する際に、「組合に加入しないのは、人としておかしい」と人格否定され、とても嫌な思いをしました。

「確かに、組合に入っても入らなくても給料は変わらないね。だから、組合に入ると組合費を取られるだけ損という考え方もあるよ。だけど、君たちがもらう給料は、組合が交渉して勝ち取ったものなのだよ。その果実を組合に入らないでもらうなんて、人としておかしいと思わないか？」（自治労幹部の発言より）

出典：元自治体職員のブログ <https://toraimual.com/page14/bid-451799>

加入しない選択肢とその影響

観点	組合加入者	組合非加入者
昇進・異動	差なし	差なし
福利厚生	組合独自制度あり	利用不可
経済負担	毎月4～6千円引き落とし	負担なし
活動負担	活動依頼がある	活動依頼なし
心理的圧力	圧力を受けにくい	圧力・孤立の可能性あり

職員アンケートによる実態把握の必要性

自治体内の職員の声を正しく把握し、公正で自由な職場環境を実現するためには、全職員を対象とした匿名・任意回答のアンケートによる客観的な実態調査が有効です。特に「本人の意思に反した加入・継続」を防止するため、以下の点を確認する必要があります。

- 入庁時に組合加入を勧められる際、活動内容・費用・任意加入であることが十分に説明されたか。
- 脱退の意思表示がしやすい環境が整っているか。職員への心理的圧力に当たるような引き止め説得がないか。
- 組合に所属しないことで、不利益や心理的圧力を受けていないか。

職員アンケートの実施例

実態把握の第一歩として匿名アンケートの実施を提案します。

職員団体（労働組合）に関するアンケート（例）

- ① 職員団体（労働組合）に加入する際、活動内容や費用負担、加入・非加入は任意である点について説明を受けましたか？ 未加入の方は勧誘時の状況についてお答えください。
☐ はい（十分に説明があった） ☐ いいえ（説明が不十分、又はなかった）
☐ 覚えていない ☐ 案内や勧誘を受けたことがない
- ② 毎月の組合費の支払いについて、どのように感じますか？
☐ 負担は感じない ☐ やや負担に感じる ☐ 強く負担に感じる ☐ わからない
- ③ 職員団体（労働組合）の活動で良いと感じたことをお答えください（複数回答可）
☐ 給与・待遇が良くなった ☐ 相談できる窓口がある ☐ 休暇や勤務時間が改善した
☐ 職場環境が良くなった ☐ 福利厚生を利用できた ☐ 交流や研修の機会があった
☐ 特に良いと感じたことはない ☐ わからない
- ④ 職員団体（労働組合）の加入・活動に関する職場環境について、近いものを選んでください。
☐ 加入・非加入を自由に選べる雰囲気がある ☐ 加入を断りにくい雰囲気がある
☐ 加入や活動に関する説明が不十分 ☐ わからない
- ⑤ 自由記述欄（労働組合や職場環境についてご意見や実体験など自由にお書きください）

！ アンケート実施にあたっての留意事項

アンケートの目的は、職員の良い職場環境を把握・改善することであり、個人の組合加入・脱退状況や政治的信条を特定することがあってはなりません。そのため、**すべて匿名で実施し、回答内容が個人や部署に結び付けられない形式とすることが不可欠です。**

なお、2012年に大阪市が実施した職員アンケートでは、氏名・所属を記入させた記名式の形式で組合加入状況を把握できる内容を含んだため、大阪府労働委員会より「不当労働行為」に該当すると認定されました。

一方で、各自治体で近年実施されているハラスメント調査等では、任意回答・無記名方式や、電子申請システムを用いた完全匿名化などにより、適法かつ安全に実施されています。本アンケートにおいても同様の配慮を徹底することで、問題なく実施可能と考えられます。

尊重されない意思表示

— 労働組合加入・脱退に関する証言集

本来、職員団体（労働組合）の加入・脱退は自由な個人の権利であるはずです。しかし「説明が不十分だった」「本人の意思表示が尊重されない」との声が多く報告されています。

- ①「新卒で入庁したのですが、組合の十分な説明もないまま、天引きの同意書に
その場で署名・提出させられた」

https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q12315948337

労働組合の脱退方法を知りたいです。4月から地方公務員になりました。入職時の説明で労働組合の説明がありました。申込書を配られその場で提出するように言われ、申込書には掛金次々300円とあったので300円ならいいかと思い、時間もなくて周りも提出していたので流れで加入届を提出してしまいました。

しかしよく読むと小さく掛金+組合費と書いてあり、実際には月々5000円程度お給料から引かれています。高すぎるので脱退したいのですが、事務に聞いても組合に直接連絡してくださいと言われ、ホームページを調べても問い合わせ先がありません。加入しても控えや会員証があるわけでもなくどのようにすれば脱退できるか困っています。



- ②「新任職員の女性が入庁日初日の説明会で、組合は入りたくないと言ったところ
部屋にいた数人の組合執行部が女性を取り囲んで恫喝しはじめた」

<https://taroling.com/leave-union/>

入庁日の初日は新規採用職員は、人事から人事規則や給与の仕組みについて説明を受けることになっていました。ひととおり人事からの説明が終わった後、「では次は労働組合からの説明です」（人事）という掛け声とともに、入口から中高年の男性職員らしき人たちが狭い部屋に10名くらいはいてきて部屋を取り囲みました。

<どうして部屋を取り囲む必要があるんだろう、、、？>と少し不信感を抱いていると、正面のリーダーらしき人が、「我々は労働組合の執行部です。これから労働組合の加入書を配るので、名前を書いてください」と、その掛け声とともに周囲にいた他9人の中高年男性が用紙を配り始めました。

それまで人事から採用手続きのために、宣誓書やらなにやらいろいろと書類を書かされてきました。入庁して右も左も分からない新規採用の職員たちにとっては、職場の先輩社員の言うことを拒否するなんて発想はまるでありません。<なんか変な私服来てる怪しいおっさんだけど、みんな名前書いてるし書いちゃえ！>と私も名前を書きました。

そして用紙を回収する時、「よくわからないものに署名はしません！」（新人女性公務員）とちょっと強めの声が後ろから聞こえました。その人は某県庁から転職してきた経験者採用の女性同期でした。

＜みんな書いてるのにどうして名前を書かないんだろうな～、別に書けばいいのに。＞と
思っていると、部屋の隅にいた組他の合員たちがよってたかってその同期のことを取り囲
みはじめました。取り囲むと同時に同期女性に対してやいのやいの言い出しました。

＜なんかやばい雰囲気だぞ、人事のひと止めないの？＞と思って周囲を見渡したものの、人事
の人はどこにもいません。組合の説明が始まるときに人事の人はみんな退室していたよう
です。

部屋にいる大人は組合員だけで、しかも寄ってたかって新入職員の女性をを取り囲んで恫喝し
ているという、なんとも異様な構図が出来上がりました。この光景には、さすがに周りの他の
同期たちもざわついていました。

結局その同期女性は加入を拒み続け、時間切れにより同期女性は組合に入りませんでした。給
料天引きが掲載された給料明細を見てはじめて、＜あのときよくわからないまま労働組合入っ
たのか！＞と思い出しました。当時は、まあ新規採用の公務員ってこういうものなのかなって
思いました。

③「脱退を申し出たが、中央委員会で不承認となり、脱退意志が拒否された」

https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q13301453958

公務員労働組合の脱退について質問です。私は某市役所で働いている20代ものです。先日、
金銭的な理由で組合費を払うことが難しくなったため、労働組合に脱退届を提出しました。
労働組合の担当によると、年に2回開かれる中央委員会で脱退の可否について、委員が審議し
承認されれば脱退できるということでした。事前に私自身が調べた情報によると、労働組合
については、任意加入のため脱退の意思があれば脱退できるとインターネット等の情報や裁判
の判例ででているため、脱退が承認されると思っていましたが、中央委員会では不承認という
結果で私のもとに通知が来ました。通知の中で、なぜ不承認なのかという理由については特
に言及されておらず、ただただ、規約で中央委員会で審査して不承認だから脱退できないとい
う通知でした。私は脱退したいのですが、実質強制的に脱退を認めようとしないうです。

④「採用当初、労働組合への加入はしませんでした。研修終了後の配属先で非組 合員ということで、仕事を教えてもらえない、無視されるなどの陰湿な虐めに 合い、不本意ながら加入してしまいました」

https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q11291322126

某市ですが、採用当初、労働組合への加入はしませんでした。研修終了後の配属先で非組合
員ということで、仕事を教えてもらえない、無視されるなどの陰湿な虐めに合い、不本意な
がら加入してしまいました。何年か経ち、仕事にも慣れてきたので、組合から脱退しようと、
組合本部へ足を運び脱退を認めるよう意思表示しましたが、執行部からは説得、引き留め工作
が続くだけで脱退を認めようとしないうので、自分の給料からの組合費の天引きを停止すべく給
与担当課に掛け合いました。

しかし「組合サイドの了解がない限り給与からの天引き停止はしない」という協定（たぶん違法な協定だと思いますが・・・）を盾に拒否されました。

その後何年か経って、組合執行部の不祥事（ヤミ専従など）と、それを当局側が黙認していたことが発覚、新任採用職員の研修中に組合勧誘活動が行われていたことや、給与担当課が業務で職員の給与から組合費の徴収代行業務を行っていることも問題視され、組合員各自が組合指定口座に組合費を納める形に変更され、組合費納入をしない人＝非組合員となり、無事に脱退できました。

⑤「脱退の申し出をすると、引き止めの面接が4回もあったという方がいました。

この面接が事実上脱退を阻む壁となっています」

<https://www.super-yakunin.com/entry/union-leave>

組合は、入会は紙切れ1枚ですが一度入ると脱会が大変です。組合の脱会の手順を物凄くシンプル化すると「申し出→脱会」です。退職時だってそうですね。退職届を受理した時点で有効なわけですよ。

しかし、組合を辞めようとしたらそうは問屋が卸しません。実際どうなっているかと言うと、「申し出→面接1→面接2→面接3→最終面接→脱会」となっています。面接っていったい何??と思われると思いますが、いわゆる「引き止め」です。

私が本庁にいた頃は、最大で4回引き止めの面接があったという方がいました。この面接が事実上脱会を阻む壁となっています。慰留の面接が4回って、どう考えても脱会をさせないためにわざと回数多くしているとしか思えません・・・。

⑥「政治活動やイベントへの参加を“断りづらい雰囲気”がある」

<https://www.super-yakunin.com/entry/union-leave>

組合活動の一環で、「決起集会」への参加や、集会への参加を求められることがあります。役職の人間は参加がマストですが、役職のないヒラ組合員も駆り出されます。

正直なところ、自分一人行かなくても問題ないのですが、職場内でほかの人（特に先輩・上司）が参加する中自分だけ参加しないのはバツが悪いので強制イベントと化しています。

政治活動やイベントへの参加を
“断りづらい雰囲気”がある



⑦「自治労幹部が私を引き止め説得する際に『組合に加入しないのは、人としておかしい』と人格否定され、とても嫌な思いをしました。」

<https://toraimual.com/page14/bid-451799>

自治労に嫌な思い出があります。わたしは公務員なのですが、毎月給与から天引きされる組合費が気に食わず、辞めさせてくれと自治労に乗り込んだものの会話が全く噛み合わずコイツらと話してても無駄だと思い諦めたという経緯があります。

森口朗氏著「自治労の正体」(扶桑社BOOKS)の序盤にこんなことが書いてありました。

“最近の若い人たちはクレバーですから、自分たちの役に立たない組合などに入ろうとしません。そんな時に組合幹部はこのような言葉を囁きます。「確かに、組合に入っても入らなくても給料は変わらないね。だから、組合に入ると組合費を取られるだけ損という考え方もあるよ。だけど、君たちがもらう給料は、組合が交渉して勝ち取ったものなのだよ。その果実を組合に入らないでもらうなんて、人としておかしいと思わないか？」

これ！全く同じことを言われました！「人としておかしいと思わないか？」
なんスカこの言葉？こんな言葉使う人間の方が明らかに“人としておかしい”でしょ！
すげー冷めた目で見返してやりましたけどね。



これ！全く同じことを言われました！

**組合に入らない選択をしようとしただけで
なんでこんなこと言われたいといけないのか？**

《討議資料》

庁舎内における 政党機関紙勧誘行為に 関する実態調査について

陳情等採択85自治体、調査実施33自治体
平均57%の職員が「議員から心理的圧力を感じた」

討議資料①

政党機関紙勧誘について職員アンケート
の結果と分析（2～6頁）

討議資料②

庁舎内の政党機関紙パワハラ勧誘防止へ
各自治体・議会対応（7～10頁）

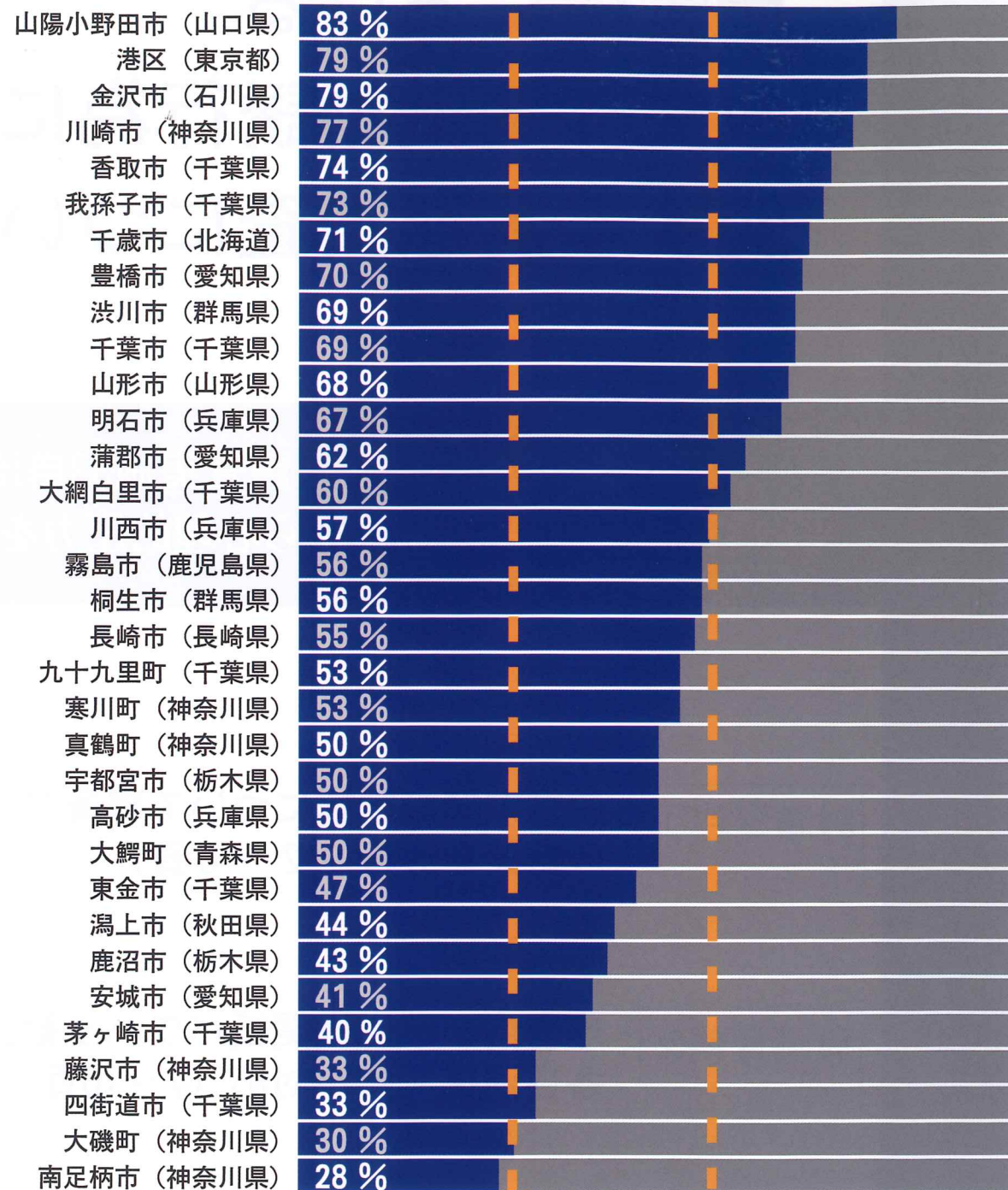
討議資料③

議員から職員へのパワハラ勧誘を懸念す
る報道 及び 住民陳情採択（11～12頁）

政党機関紙勧誘に関する職員アンケート調査

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合

33自治体調査で平均57%の職員が「議員から心理的圧力を感じた」



ほぼ3割以上 平均57%

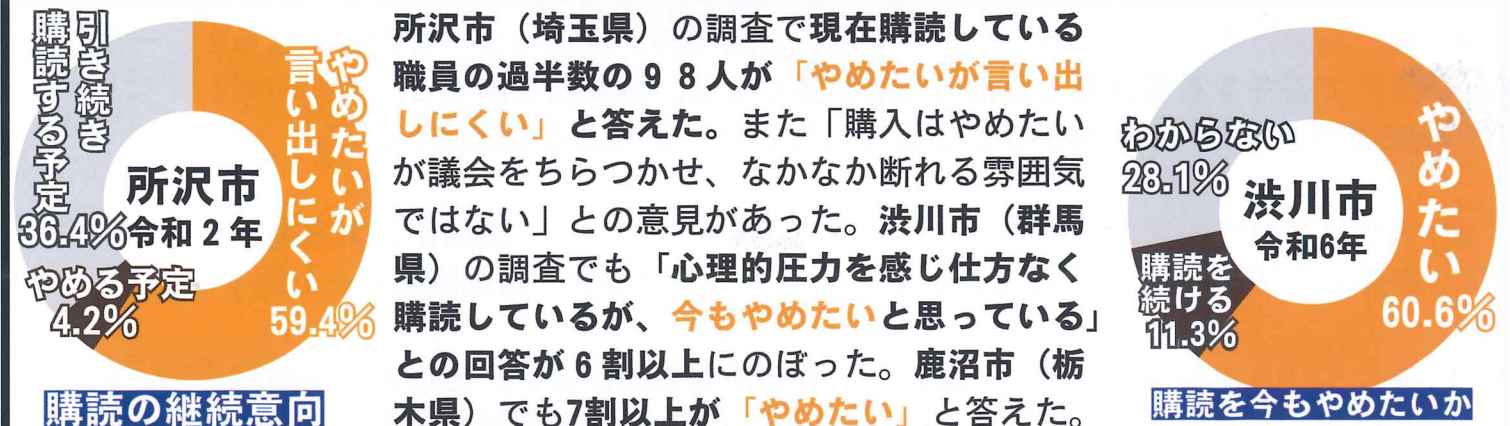
庁舎内ハラスメントへの関心の高まり等から、少なくとも33の自治体が「政党機関紙勧誘に関する職員アンケート」を実施した。その結果、ほぼすべての自治体で、3割以上の職員が「議員からの心理的圧力」を感じていた。心理的圧力を具体的に言うと、「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」等。調査は議員の一般質問、住民陳情の採択・要望書等を受けて実施するケースが多い。



上記アンケート結果は、自治体による情報公開・メディア報道等から当会が把握したものを掲載。元データの一部を左記QRコードからご覧いただけます。

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

職員の過半数が「購読をやめたいが、議員に言えない」



山形市では心理的圧力を受けて購読した19人のうち、18人が「やめたい」「やめた」「断りづらい」と回答し、「勉強になるから続ける」はわずか1人だけだった。

契約書がなく、契約期間が定められておらず、不本意な購読が続く

選択肢	購読している(した)全ての機関紙について、契約行為を行った(1紙のみ購読の場合を含む)	購読している(した)全ての機関紙について、契約行為を行っていない(1紙のみ購読の場合を含む)	契約行為を行った機関紙もあるが、行っていない機関紙もある
回答数	5	60	3

我孫子市が令和6年に実施したアンケートによると、購読し毎月支払いをしている職員のうち、**申し込み書の記入や契約書作成をしていない職員が92%にのぼった**。また、**契約期間が定められていたと答えた職員は0人**だった。心理的圧力をうけて購読したものの、契約期間が定められていないため、多くの職員が異動になるか、定年になるまで、不本意ながら購読を続けている状況がある。

庁舎内で機関紙勧誘するのは特定政党（1政党または2政党）

	計	部長	次長	課長 室長	主幹	課長補佐 専門員
現在購読している	47	12	1	24	4	6
過去に購読していた	34	2	4	15	5	8
購読したことはない	262	7	4	44	42	165
計	343	21	9	83	51	179

すべて「しんぶん赤旗」を購読

豊橋市が令和6年に、購読している政党機関紙の名前を匿名で聞いたところ、**回答した81名が全員「しんぶん赤旗」であった**。選択肢は、公明新聞、国民民主プレス、社会新報、自由民主、しんぶん赤旗、立憲民主、その他(自由記述)となっていた。他自治体アンケートでも、一政党から勧誘を受けたと答える割合が多く、なかには二つの政党から勧誘を受けたという事例も散見される。いずれにしても特定政党であることは明らか。

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

自治体アンケートで共通した傾向

- ① **勧誘を受けるのは、部長、課長や係長など管理職がほとんど。**管理職になると、一般質問で答弁する等議員と直接の接点が多くなる。機関紙を断ると、質問が厳しくなり、部署のメンバーに迷惑がかかるのではないかと考える管理職もいる。
- ② **勧誘は管理職が新規で任命される3月末に集中している。**議員が人事異動をいち早く把握し、「昇進おめでとうございます」と言って近づき、政党機関紙を勧誘する。
- ③ **集金は毎月対面で行われる。**議員自ら集金することが多い。振込みや自動引き落としではない為、断るときは議員に直接伝えないといけない。関係性悪化を恐れ、やめづらい。
- ④ **配達先は大半が職場。**私費の新聞・雑誌は、自宅で購読するのが常識だと思うが、勧誘者の強い意向なのか、自宅配達はほとんどない。

板橋区

区職員及び議員に対するハラスメントに関するアンケート調査 令和6年10月実施(区職員348人が回答)より職員の声 抜粋

https://www.city.itabashi.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page/001/055/358/r61119_giun_8.pdf

管理職が議員から私費で新聞「**〇〇**」の購入を強いられている。
金銭の強要だけでなく、偏った思想の強制・洗脳にも繋がり問題があると考え
る。購入しなかった場合に関係性の悪化や議会内での理不尽な質問が想定される
ため、管理職は購入せざるを得ない状況にあると思われる。購入は任意という反
論があると想定されるが、事実上強制されているように見える。
また、議員が自ら勤務時間中に管理職の自席に集金に来るため、窓口に来た区民
から議員と管理職が金銭の授受を行っているように見えるため問題があると考え
る。

〇〇の議員団が、課長が機関紙の購入しない場合、明示的な圧力がないにし
ろ、購入をしている課長に比べて厳しい追及を行うような圧力を感じている。こ
れまで所属した課長のほぼ全てが購入させられており、自由な購買意思ではな
く、明らかに議員と課長という立場に基づき購入させられている。

〇〇の皆さんは庁舎内での新聞販売及び勧誘をやめていただきたい。購読は任意
という建付けのようですが、議員に販売を進められれば、断りたくても断れません。
また、他の会派は機関誌を職員に勧誘・販売することはしていません。

〇〇は板橋区がアンケート公表時に黒塗り

職員アンケート「自由記述欄」に寄せられた主な意見

【栃木県宇都宮市のアンケート(令和6年5月)より】

- ▶退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない。
- ▶「赤旗をとらないと一般質問でやられる」と先輩職員何人かから聞いた。
- ▶ハラスメント相談窓口相談がなかったことをもってパワハラがなかったと断言できるものではない。
- ▶笑顔で「任意」と言いながらも新聞を取るのが当たり前といった感じの「圧」がすごかった。

【群馬県渋川市のアンケート(令和6年3月)より】

- ▶課長職の人事異動の内示があった時点で勧誘がされ、「他の皆さんも購読している。」と言われ、やむを得ず購読することにしたが、余分な出費と感じていた。
- ▶購入しなかったことで、あたりが強くなった。精神的苦痛、ストレスがある。
- ▶断ると議会対応で所属・部下に迷惑がかかると思い購入した。
- ▶政党の思想信条を色濃く表現する政党機関誌の押しつけは憲法違反。

【鹿児島県霧島市のアンケート(令和5年12月)より】

- ▶購読希望したものでなく、特に興味のある機関紙でもないため、本音はやめたい。
- ▶購読しない人もいるのか尋ね、断れるのか暗に確認したが、スルーされた。
- ▶購入については各自の判断であるが、今までの管理職の慣習的なものだと思っていた。
- ▶今更、購読を止めるのも苦慮している。
- ▶機関紙を購入しないと、何らかの圧力を受けるのではないかと思い、購入している。できれば、市役所でまとめて「購入しないリスト」を政党に提出できないか。
- ▶事務所内での購読の勧誘、新聞の受け取りや購読料の受け渡しは出来ないようにすべきと思われる。
- ▶政党または会派の機関紙を購入するのは、あくまでも個人の判断によるもので個人が直接政党、会派を訪ねるのが本来の姿であり、勧誘行為はよろしくない。

近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮



「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査(2003年)に反発し、一部職員が裁判を起こし、共産党議員団が支援した。しかし、高裁で「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された(2009年)。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している(しんぶん赤旗の記事より)。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。

政党機関紙に関するアンケート調査の実例

●港区（東京都）

●千葉市（千葉県）

「政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケート結果」

No. 1 本区区議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか。

■ある

61人

■ない

6人

No. 2 勧誘を受けたときの職位についてお聞きします。該当するものを選択してください。

■部長級

0人

■課長級

30人

■係長級

27人

■その他

4人

No. 3 勧誘を受けたとき、その政党機関紙を購読しましたか。

■購読した。

44人

■購読したが、現在は購読していない。

11人

■購読を断った。

6人

No. 4 勧誘を受けたとき、心理的な圧力を感じましたか。

■感じた。

48人

■感じなかった。

13人

No. 5 その他政党機関紙の庁舎内勧誘行為（勧誘、配達、支払い場所等）について、ご意見があれば記入してください。

No.	意見	意見数
1	個人情報や秘密情報の取扱いから、自由に執務室内に入室し、現金や取達をするとは公正ではない。	12
2	購読をやめたいと思っているが、言い出せずやめられない。	10
3	購読を断ることは、心理的な負担が大きい。管理職は連年の了解という圧力を感じる。	8
4	庁舎内での勧誘や配達、現金は、やめるべき（禁止するべき）である。	7
5	区として一旦、統一した契約解除を申し入れ、その上で、購読希望者は個別に申し込むようにして欲しい。	6
6	購読を断れなかった。	6

政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケートの結果について

1 経緯
令和6年第1回港区議会定例会において、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める請願（請願6第2号、以下「本件請願」といいます。）が採択されました。本件請願の趣意は、職員が庁舎内において政党機関紙の購読を勧誘され、また、その際に心理的な圧力を感じたことがあるかどうか、職員に寄り添った調査を実施し、仮に心理的な圧力を受けたことがある職員がいた場合は、適切な対応を求めるものです。

2 職員アンケートの概要
(1) 目的
本件請願が採択されたことを踏まえ、公職の中立性、公正性の観点から、政党機関紙の庁舎内における勧誘行為について現状を把握するため。

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査結果

1 調査期間 令和2年10月13日(火) ~ 10月27日(火)

2 調査対象者及び対象人数 管理職885人(令和2年10月1日時点)

3 アンケート項目 問1 これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか
問2 購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか
※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答

4 アンケート実施方法 任意回答、無記名で電子申請システムにより実施

5 回答者数 745人(回答率84.2%)

問1	ある	ない
	546人	199人
	73.3%	26.7%

これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか

問2	感じた	感じない	未回答
	377人	159人	10人
	69.0%	29.1%	1.8%

購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか
※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答

パワハラ防止法による措置義務

パワハラ防止法では地方自治体に対して、「各種ハラスメントを防止するために講ずべき措置については、団体の規模や職場の状況の如何を問わず、必ず講じなければならないものです」と定めています。措置義務として「事実関係を迅速かつ正確に確認すること」「事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと」「再発防止に向けた措置を講じること」とされており、市区町村の約90%が「措置済み」と回答しています。

近年、政党機関紙の勧誘に関する実態調査が増加している背景として地方公共団体の措置義務が根拠の一つとなっているものと考えられます。

パワーハラスメント対策の取組状況調査結果【概要】

別添2

【調査対象】都道府県、指定都市、市区町村（首長部門）
【調査時点】令和3年6月1日現在

1. 措置の実施状況	都道府県47		指定都市20		市区町村1721	
	措置済み	未措置	措置済み	未措置	措置済み	未措置
(1) パワーハラスメントの内容と、パワーハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	89.6% (1,542)	10.4% (179)
(2) パワーハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	81.2% (1,397)	18.8% (324)
(3) 相談窓口をあらかじめ定めている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	94.1% (1,620)	5.9% (101)
(4) 相談窓口担当者が内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、パワーハラスメントが現実生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、パワーハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	93.3% (1,605)	6.7% (116)
(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.6% (1,645)	4.4% (76)
(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.5% (1,644)	4.5% (77)
(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.2% (1,639)	4.8% (82)
(8) 再発防止に向けた措置を講じている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	93.7% (1,613)	6.3% (108)
(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	90.0% (1,549)	10.0% (172)
(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	88.7% (1,526)	11.3% (195)

(図表) 総務省・地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況について
https://www.soumu.go.jp/main_content/000791214.pdf

<関連法案、厚生労働省指針>

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）

事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）

滋賀県 湖南市議会における決議文（令和7年6月議会）

公共施設内での政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める決議

近年、全国各市区町村の公共施設内で政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることや、特に議員等に勧誘されたことで「購読しなければならない、断りにくい」といった心理的圧力を感じている職員が存在等が問題になっている。

中には、庁舎内での政党機関紙勧誘に対し調査や自粛等を求めた陳情を議会が採択した自治体や、庁舎内での政党機関紙をはじめとした物品に絡む勧誘などの行為を禁止した自治体も存在する。

令和2年に改正労働施策総合推進法が施行され、地方公務員がパワハラ保護の対象となったことを受け、ハラスメント防止の観点等からも庁舎内での勧誘ルールの再確認や実態調査が進んでいるものと考えられ、この流れは今後も全国的に進んでいくものと考えられる。

また、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為は政治活動であり、職員が庁舎内等で集金に応じ、特定政党の政治活動に協力する行為を住民が見れば、政治的中立性に疑念を持つのは当然である。政党機関紙の購読自体は個人の自由であり制限されるべきものではないが、公共施設の敷地内においては、政治的中立性・公平性・公正性への疑義を持たれぬよう努めることが当然必要である。

このような背景を踏まえ、湖南市においても、公共施設内の政党機関紙の勧誘等に関する現状の把握とルールを明確にし、公共施設内の政治的中立性を守っていただくとともに、購読を望まない職員が意に反して新規に契約したり現在の契約を継続することのない環境作りを行うことを強く求め、下記事項についてここに決議する。

記

- 市職員の政党機関紙各紙の購読状況や勧誘実態について調査すること。
- 調査の際は、勧誘等の際に議員等からの圧力や心理的強制について疑われる事例がないか、職員に寄り添った内容や方法で行うこと。
- 問題があった場合は、調査結果の公開及び是正処置等の対応や指導を行うこと。

全国でハラスメント防止条例制定相次ぐ

令和7年6月現在
121自治体

ハラスメント防止条例の事例の一つとして、千葉県
柏市で、令和5年6月2日「柏市議会ハラスメント防止条例」が成立した。

条例制定にむけ令和5年4月に全職員に「柏市議会議員からハラスメントを受けたことがあるかどうか」アンケートを実施した。**その結果、7名の職員から「機関紙の勧誘/購読の強要」の訴えがあった。**

条例制定にあたり、古川隆史座長は「ハラスメントは人権侵害。決して許されるものではない」「今起きているハラスメント、未来に起こるハラスメントに対応する必要があった」と報道陣に説明した。

また、令和6年4月15日付で、柏市・太田和美市長は「機関紙勧誘」についての右記の見解を本会に寄せてくれた。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における実態調査を求める要望書について（回答）

庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、柏市庁舎管理規則第9条により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があり、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要となります。

しかし、許可を得ずとも勧誘行為を認めてきた経緯があり、それが習慣化しているのが現状です。

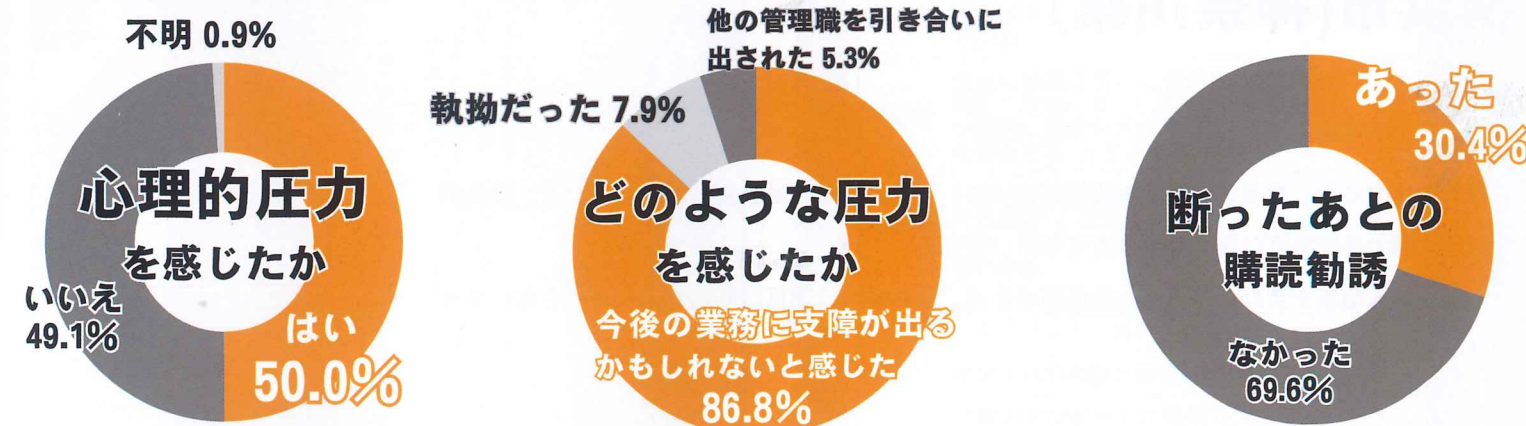
（中略）この結果を受けて、政党機関紙の勧誘等に対し、市議会とも連携し、対応を検討してまいります。

柏市長 太田和美

【自治体事例】宇都宮市調査結果と市議会対応

調査結果

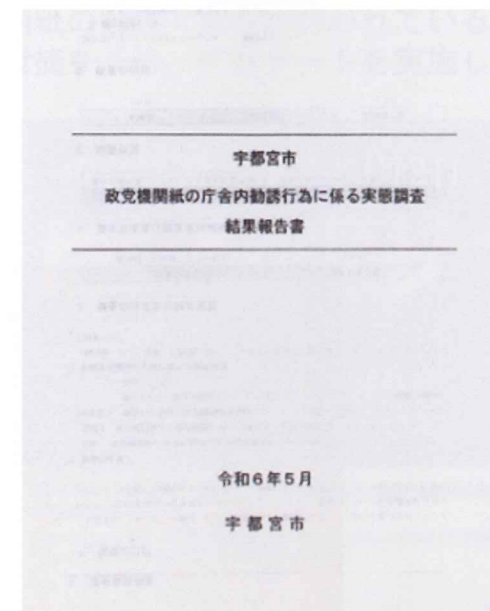
政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合等
図表は調査結果に基づき本会で作成



対象：管理職228名 回答175名（回答率76.8%） 期間：令和6年4月30日～5月7日
結果：市議会議員等から勧誘を受けたと93人（5割強）が回答。勧誘された時期は、半数以上が管理職昇進時だった。勧誘を受けた際、5割（55人）が心理的圧力を感じた。圧力の内容は、（購読を断ったら）「今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」が9割弱だった。自由回答欄には「退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない」等のコメントが並んだ。

宇都宮市議会の対応「勧誘禁止を確認」

ハラスメント防止、コンプライアンス意識徹底を



調査結果を受け、馬上剛議長が議員団を代表し、声明を表明（六月二十八日）

【実態調査報告書を受けた議長声明の要旨】（市議会ウェブより）

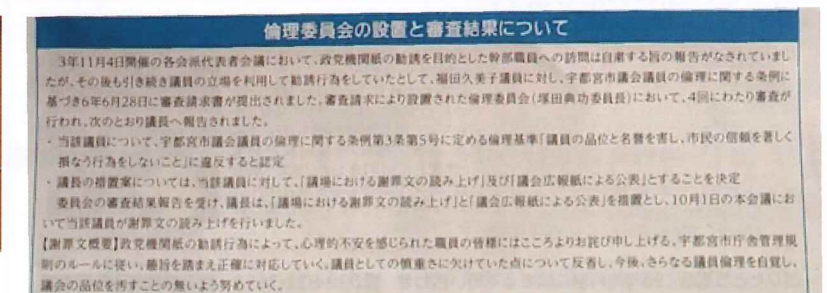
- 庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為の禁止を徹底する
- 議員一人ひとりが、ハラスメント防止やコンプライアンスに対する意識をより一層深め、市民福祉の向上と地域社会の発展のため、市職員と議員の緊密な連携協力のもと、宇都宮市議会の適切な運営に努める

日本共産党議員による職員の皆様への謝罪



宇都宮市が行った「政党機関紙勧誘の実態調査」の結果報告書 QRコードより閲覧可

日本共産党福田久美子議員は、調査結果を受けて市議会へ謝罪文を読み上げ、市議会に謝罪文を掲載した。（令和6年10月発行）



政党機関紙の勧誘行為によって、心理的不安を感じられた職員の皆様にはこころよりお詫び申し上げます

庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・是正を求めた 陳情・請願・決議を採択した議会（85自治体）

北海道	■ 千歳市 ■ 釧路市	千葉県	■ 千葉市 ■ 習志野市 ■ 大網白里市 ■ 四街道市 ■ 東金市 ■ 香取市 ■ 山武市 ■ 銚子市 ■ 勝浦市 ■ 流山市 ■ 神崎町 ■ 九十九里町	長野県	■ 岡谷市
青森県	■ 外ヶ浜町 ■ 大鰐町		東京都	岐阜県	■ 中津川市
岩手県	■ 滝沢市			愛知県	■ 高浜市 ■ 豊明市 ■ 安城市 ■ 津島市 ■ 蒲郡市 ■ 幸田町
秋田県	■ 北秋田市 ■ 湯沢市 ■ 潟上市 ■ 八郎潟町 ■ 八峰町 ■ 上小阿仁村			滋賀県	■ 湖南市 ※議会決議
山形県	■ 山形市 ■ 寒河江市	神奈川県	港区 ※請願 ■ 目黒区 ■ 板橋区 ■ 調布市 ■ 武蔵村山市 ■ 清瀬市 ■ 稲城市 ■ 立川市	大阪府	■ 大阪狭山市
福島県	■ 会津若松市 ■ 川俣町 ■ 北塩原村			兵庫県	■ 高砂市 ■ 明石市 ■ 芦屋市 ■ 西宮市 ■ 豊岡市
栃木県	■ 宇都宮市 ■ 鹿沼市 ■ 壬生町			岡山県	■ 総社市 ■ 美作市 ■ 吉備中央町 ■ 和気町
群馬県	■ 沼田市 ■ 甘楽町			熊本県	■ 荒尾市
埼玉県	■ 加須市 ■ 和光市 ■ 美里町 ■ 上里町		■ 神奈川県 ■ 藤沢市 ■ 茅ヶ崎市 ■ 南足柄市 ■ 綾瀬市 ■ 厚木市 ■ 大和市 ■ 伊勢原市 ■ 海老名市 ■ 座間市 ■ 逗子市 ■ 鎌倉市 ■ 愛川町 ■ 真鶴町 ■ 松田町 ■ 寒川町 ■ 清川村	鹿児島県	■ 霧島市 ■ 指宿市 ■ 日置市

陳情等が採択された85議会のうち、近年3年間で採択されたのが79議会にのぼります。令和2年に改正労働施策総合推進法が施行され、地方公務員がパワハラ保護の対象となったことを受け、ハラスメント防止の観点から、庁舎内での勧誘ルールの再確認や実態調査が進んでいるものと考えられます。

資料作成：パワハラから職員を守る都道府県民の会 連絡会

事務局長 佐々木一也 電話番号 03-4446-9348

E-mail: contact@renrakukai.net URL: <https://renrakukai.net/>

※本資料PDFは右QRコードからダウンロード頂けます。

